

【募集要領】

十勝川の河川敷地内の樹木採取希望する方を募集します！！

平成 30年 9月25日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長

1. 目的

河道内の樹木は、繁茂すると洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し橋梁等に引っかかり、洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木を伐採し管理を行っておりますが、多くの費用を要することから、全てを対処するまでに至っていない状況です。

そこで、河川管理者が伐採を予定している河川区域内の樹木について、資源の有効活用の観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集するとともに、活用ニーズを把握することを目的とした「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

2. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、郵送、ファックス、持参等により以下の宛先まで応募してください。

申込期限は平成31年3月22日もしくは公募範囲で全てにおいて採取者へ配分された時点とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時30分～17時15分までにお越し下さい。

応募先

郵送・持参：〒089-0536 中川郡幕別町札内西町73番地6 帯広河川事務所

ファックス：0155-24-1765 (担当：計画課維持補修係)

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為があった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他帯広河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

- 1) 採取期間：平成30年9月25日～平成31年4月26日
- 2) 採取場所：別添図面 -1、 -2、 -1、 -2
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体
採取期間、採取予定箇所、採取可能面積などの詳細な条件については、別途応募者と調整させていただきます。なお、応募者の希望により変更できる場合がありますので、別途問い合わせ願います。
樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。
採取範囲の樹木が無くなった時点で終了させていただきます。
採取する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。
- 4) 保全樹木について：持続性広葉樹（ハルニレ、クルミ、ヤチダモなど成長の遅い樹木）については、必要に応じて保全しますので伐採しないよう注意願います。
- 5) 外来種について：採取範囲内にハリエンジュ（ニセアカシア）が含まれている場合には、ハリエンジュが外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で「要注意外来生物リスト」に指定されており、環境省から適切な取り扱いの協力を求められていることから、燃焼かチップ化など分布拡大の無い使用目的に限定させていただきます。
- 6) 採取後について：採取後の枝・葉について、採取者が引き取りを希望しない場合は、指定した箇所に集積していただきます。
- 7) 冬期の除雪について：採取者で除雪の実施をお願いします。
- 8) 採取希望箇所がすでに他の応募者へ割り当てられている場合は、他の希望箇所でも聞き取りさせていただきます。

5. 樹木等採取者の選定

今回応募いただきましたなかから、応募資格と樹木等採取の効果（採取面積や時期、工程などを勘案して判断します）及び確実性などを総合的に評価し試行に参加していただく方を選定させていただきます。

選定結果につきましては、申し込みから1週間程度でご連絡いたします。

6. その他

- 1) 申込書への記載内容（応募資格や樹木等採取方法）などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 試行への採取者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について帯広河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。
- 3) 本公募に係る行為に関する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
なお、採取料について採取作業工程等により有料となる場合があります。
- 4) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 5) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。
また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状に復旧していただく場合があります。
- 6) 本公募に係る行為に起因して、事故（参加者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合に、帯広河川事務所では河川管理者としての管理責任は一切負えません。
すみやかに所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。
- 7) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 8) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 9) 作業期間内の毎日9時から17時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに事務所の担当者へ作業予定表を提出していただきます。
- 10) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中でとりやめる場合があります。その場合はご了承願います。
- 11) 応募期間内に参加申し込みが無い場合や樹木等採取者が選定出来なかった場合、再公募することがあります。
- 12) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 帯広河川事務所 計画課 維持補修係

電話：0155-25-1295

ファックス：0155-24-1765